

## 災害時における応急対策業務に関する細目協定書

北海道上川総合振興局（以下「甲」という。）と一般社団法人旭川建設業協会（以下「乙」という。）は、北海道と一般社団法人北海道建設業協会が締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」第10条に基づき、次のとおり細目協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、同法、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び北海道地域防災計画に基づき災害応急対策の業務等（以下「業務等」という。）に関して、乙に協力を求めるに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

### （業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務等は、次のものとする。

- （1）緊急人命救助に伴う障害物等の除去のための業務
- （2）道路施設の損壊等に伴う道路交通確保のための業務
- （3）河川施設の損壊等に伴う治水安全確保のための業務
- （4）緊急パトロール業務
- （5）その他甲が必要と認める緊急応急業務

2 乙の所属会員等は、前項に規定する業務に従事するに当たり、必要がある場合については、警察官、消防職員等と連携し、従事者の安全を確保した上でこれを行うものとする。

### （要請）

第3条 甲は、業務等のため、乙の所属会員等が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の協力が必要と認めるときは、乙に対し、別添様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）協力を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- （3）協力を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現場責任者
- （5）その他必要な事項

2 乙は、通信の不能等により第1項の規定による要請が行われない場合において、前条に規定する業務等への協力が必要であると認められる災害の発生を認めたときは、前項の要請を待たずに必要な体制を整えるものとする。

3 本条は、甲が直接企業等へ要請することを妨げるものではない。

### （会員等への通知）

第4条 乙は、甲から前条の要請があったときは、直ちに乙の所属会員に対しその旨を通知するものとする。

2 乙は、前条の要請に基づき協力派遣する会員を決定したときは、速やかに甲に報告するものとする。

(活動の報告)

第5条 乙の所属会員は、第2条に規定する業務が完了したときは、速やかに別添様式2により報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の要請に基づく乙の所属会員の活動に要する費用は、甲が負担する。

ただし、災害対策基本法第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

なお、市町村からの依頼に基づき要請した場合の経費負担については、甲において、市町村と協議するものとする。

2 費用の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、乙から第4条第2項に規定する報告を受けたときは、北海道財務規則等関係する規定に基づき、必要な契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第8条 第2条の業務等により第三者に及ぼした損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務等に従事した者が、本業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務等従事者の使用者の責任において行うものとする。

(他の協定等との関係)

第10条 甲と乙又は乙の所属会員が既に締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

(情報の共有)

第12条 甲及び乙は、この協定の適正な運用を確保するため、平素から資機材の保有状況など必要な情報の共有に努めるものとする。

(災害情報の提供)

第13条 乙及び乙の所属会員等は、諸活動中に把握した災害等の情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡調整員の派遣)

第14条 甲は、第3条の要請にあたり、乙に対し、必要に応じて連絡調整員の派遣を求めることができる。

2 乙は、前項の求めを受けたときは、可能な限り災害対策地方本部等へ連絡調整員を派遣するものとする。

(連絡責任者)

第15条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては北海道上川総合振興局地域政策課主幹及び旭川建設管理部管理課主幹、乙においては一般社団法人旭川建設業協会専務理事とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(適用)

第17条 この協定は、締結の日から適用する。

2 平成17年10月31日に締結した「旭川土木現業所所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定」は、廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成25年7月12日

甲 北海道上川総合振興局

局長

乙 一般社団法人 旭川建設業協会

会長